

# 用語説明

## [あ]

### 赤土等流出防止

奄美地域においては、開発行為や農地における耕作などに伴って降雨時に赤土等が河川や海域等に流出し、周辺の環境にさまざまな悪影響を及ぼすことがあることから、関係機関が連携して赤土等流出防止に努めている。

### 悪臭防止法

工場等から発生する悪臭についての規制等を目的に制定された法律で、昭和47年から施行されている。

### 安定型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場は、安定型、管理型及び遮断型の3種類に分けられる。安定型処分場では、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の安定した性質の産業廃棄物を埋立処分する。

**石綿（アスベスト）** (81ページ参照)

## [い]

### 一酸化炭素 (76ページ参照)

### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と呼び、主たるものとしては、一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ、粗大ごみ、し尿及びし尿浄化槽に係る汚泥などがある。

なお、一般廃棄物の処理は市町村が行うこととなっている。

＜産業廃棄物＞を参照。

### いのち 生命と環境の学習館

県民一人ひとりが生命の不思議さや尊さ、地球環境の大切さに気づき、明日の行動について考えてもらうための県環境学習中核施設。平成15年4月に、かごしま県民交流センター6階に開設。

## [う]

### ウミガメ保護条例

国際希少野生動植物種に指定されている貴重な野生生物であるウミガメの保護を目的に本県が制定し昭和63年に施行された。本県は、ウミガメの産卵に適した砂質海岸が数多く残され、全国でも最も上陸頭数の多い地域となっている。

**上乗せ排水基準** (106ページ参照)

## [え]

### エコツーリズム

旅行者が、ガイドに案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながら、ふれあい、学び、知る活動のこと。

### エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、「土づくり技術」、「化学肥料使用低減技術」、「化学合成農薬使用低減技術」を一体的に行う計画（原則5年間）を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称。

### エコマーク

環境への負荷の低減などを通じて環境保全に役立つと認められる商品につけられたマーク。エコマーク事業は、商品の選択という側面から環境にやさしい生活様式を提案するもので、財団法人日本環境協会が実施している。

### SS

「Suspended Solid（浮遊物質）」の略語で、水質汚濁の代表的な指標である。水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質の重さで表され、この値が大きいほど水が汚れていることになる。

## [お]

### オゾン層

地表から10～50キロメートル上空の成層圏にある、オゾンという気体を高濃度に含む層で、太陽からくる有害な紫外線を吸収し、地上の生物を保護する役目を果たしている。近年、南極上空のオゾンの濃度が急激に減少する、いわゆるオゾンホールが発見され、人間が作り出した物質であるフロンがオゾン層を破壊していることがわかった。このため、このフロンなどの使用を削減する国際的な条約（ウィーン条約）が締結されるなど、オゾン層を守るために国際的な取組が行われている。

### 汚濁負荷量

水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質量をいい、総量規制や廃水処理設備の設計の際に用いられる。

## **オニヒトデ**

棘皮（きょくひ）動物であるヒトデの一種。直径が20cm以上にもなり、8～21本の腕、多数の鋭い棘、毒をもち、触れると大変危険である。サンゴ礁のイシサンゴの軟体部を溶かして食べる習性があり、何らかの原因で異常発生して、サンゴ礁に壊滅的な打撃を与えることがある。

→捕食被害

## **温室効果**

大気中の二酸化炭素やフロンなど特定の物質が地表面から放出される赤外線を吸収し、温室のように熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく効果のこと。産業革命以降の化石燃料消費量の増大に伴い、この温室効果を持つ二酸化炭素などいわゆる温室効果ガスの大気中の濃度が急激に高くなってきており、このままでは地球上の気候に大きな変動を引き起こし、人間社会にも大きな影響・被害を及ぼすことが懸念されている。

## **[か]**

### **化学物質審査規制法（化審法）**

正式名称「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」。難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し、事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的としている。

### **合併処理浄化槽**

浄化槽は、し尿などの汚水を処理・消毒し、きれいになった水を放流する機能を持っているが、し尿と風呂、炊事などの生活雑排水をあわせて処理する浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを単独で処理する施設を単独処理浄化槽という。

### **家電リサイクル法**

鉄、アルミなどの有用金属が用いられている廃家電製品のリサイクルを推進するために制定された法律。正式名称「特定家庭用機器再商品化法」。

エアコン、テレビ（プラズマ、液晶を含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が対象機器として指定されており、消費者には、廃家電製品の排出時に収集運搬・再商品化料金の支払い、小売業者には廃家電製品の引取りと製造業者等へ

の引渡し、製造業者等にはリサイクル（再商品化等）の実施が義務づけられている。

### **環境影響評価制度（163ページ参照）**

### **環境学習**

環境問題や環境保全について、その原因、背景、内容等について学習すること。環境学習を推進するためには、個人の意識を高めるとともに、環境学習に取り組むための場の提供、整備も重要になっている。

### **環境学習アドバイザー**

市町村や企業、各種団体が実施する「環境学習講座」や「自然観察会」などに講師として派遣するため、県が委嘱している環境保全に関する有識者や活動実践者等のこと。県では平成7年度から、県内の環境保全、自然環境、生活環境などに学識及び経験を有する方々18名をこのアドバイザーに委嘱している。

### **環境基準**

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基本法により定められている環境上の条件のことで、大気、水質、騒音等について、特定の項目や区分ごとに数値で定められている。この環境基準は、公害対策や環境行政を総合的に推進するための政策上の達成目標である。なお、工場等から排出される物質等を規制するための基準（規制基準）は、別に定められている。

### **環境基本計画**

政府の定める「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための環境の保全に関する基本的な計画」で、現行計画（第3次）は、平成18年4月に策定された。この計画では、「環境から拓く 新たなゆたかさへの道」をサブテーマに、環境政策の新たな方向性、今後展開する取組などを示している。

今後の環境政策の展開の方向としては、環境と経済の好循環に加え、社会的な側面も一体的な向上を目指す「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」などを提示している。

また、今後展開する取組として「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」などを決定し、2025年頃までに実現すべき社会を目指した施策の方向と取組の枠組みを明らかにしている。

## **環境試料**

放射能分析を行うため、食品に供されるもの、放射性核種の分布等全体の傾向の把握に役立つもの、蓄積傾向の把握等に役立つものとして採取する農畜水産物、陸水、大気中浮遊じん、海水、陸土、海底土等のこと。

**環境の日**（168ページ参照）

## **環境放射線**

人間を含めた生物の生活環境内にある放射線のことと、空間放射線及び環境試料の放射能の総称。

**環境マネジメントシステム**（173ページ参照）

## **環境リスク**

人の活動によって加えられる環境への負荷によって好ましくない現象や結果が生じる恐れ（可能性）をいう。「化学物質によって生じる健康や生態系への被害の可能性」や「開発や事業活動による環境への影響の不確実な部分」など、広い意味で使われている。

## **管理型最終処分場**

産業廃棄物の最終処分場は、安定型、管理型及び遮断型の3種類に分けられる。管理型処分場は、基準に適合した汚泥、燃え殻等を埋立処分する施設で、埋立地からの浸出水によって地下水や公共水域の汚染を防止するための遮水工（埋め立て地の側面、底面に遮水シートなどを設ける）、浸出水を集める集水設備及び集めた浸出水を処理する施設等が必要である。

## **[き]**

### **京都議定書**

地球温暖化によって人類の生存が脅かされるのを未然に防ぐことを目的として、平成4年に「気候変動に関する国際枠組み条約」が締結されている。平成9年には、京都で第3回締約国会議（COP3）が開催され、2008年～2012年の間に、温室効果ガスの排出量を1990年のレベルより先進国全体で5%以上削減することなどを約束した「京都議定書」が採択された。議定書では、先進各国の削減約束が定められ、我が国は6%の削減を約束している。議定書は、ロシアの批准により発効要件が満たされ、平成17年2月に、採択から7年の歳月を経て発効し、議定書を批准した先進国は、その数値約束を守ることが法的な義務となった。

## **希少野生動植物種**

個体数の著しい減少、生育・生息地の消滅などにより絶滅のおそれがあるとして、「絶滅のおそれのある動植物の種の保存に関する法律」で定められている動植物の種のこと。

これらの動植物の生息・生育地域を確保するため、同法律において、森林生態系保護地域、森林生物遺伝資源保存林、植物群落保護林等が設定されている。

県内の国内希少野生動物種には、アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、アカヒゲ、オオトラツグミ、ベッコウトンボ等が指定されている。

## **規制基準**

工場等から排出又は排水する物質及び発生する騒音等についての限度を定めた基準のこと。この数値は、人の健康や生活環境への影響を考慮して定められている（具体的数値は各法令で定められている）。

## **[く]**

### **空間放射線**

空間に存在する放射線のこと。私たちのまわりには、大地、大気からの放射線や、宇宙線などによる自然放射線が存在している。自然放射線の量は、地質や地形の違いなどにより場所毎に違った値をとることから、測定地点によって違う値をとる。また、同じ場所であっても、降雨などの気象条件により変動している。特に雨による影響が大きく、雨が降ると一時的に高くなることから、地点毎の測定データは一定の値ではなく範囲をもつ。空間放射線の測定は、3か月間積算線量（単位：mGy）及び線量率（単位：nGy/h）で行う。

## **クリーンエネルギー自動車**

低公害車のうち、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車のこと。

## **グリーン購入法**

国等における環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築するために制定された法律。正式名称「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。

県においては、同法に基づき「県環境物品等調達方針」を毎年度策定し、同方針に基づき環境物品の調達を推進するとともに、その実績調査を実施し、結果を公表している。

## Gy(グレイ)

物質における放射線のエネルギー吸収量を表す単位で、空間放射線の量を表す単位として、X線及び $\gamma$ 線の空気吸収線量が用いられる。

## [け]

### 原生自然環境保全地域

自然環境保全法第14条に基づいて指定される人間の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域のこと。

自然環境の保全という目的から、指定地域内では建築物その他工作物の建築等、木竹の伐採、動物の捕獲などが禁止されている。原生自然環境保全地域は国内では5箇所の地域がされており、本県では屋久島の一部(1,219ha)が指定されている。

### 県レッドデータブック

野生生物の種の中には人間活動によって絶滅したり、減少したりしているものがある。野生生物を人為的に絶滅させないようにするために、現状を調査し、まとめたものがレッドデータブックである。県レッドデータブックは、平成11年度から4か年にわたる「希少野生生物調査」を基に、県内の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにし、県民や事業者に広く普及啓発し、自然保護への理解を深めていただくとともに、行政の自然保護施策への活用や開発事業において配慮を行うこと等を目的として、平成15年3月に作成した。

## [こ]

### 公害苦情相談員(170ページ参照)

### 公害紛争処理制度(170ページ参照)

### 公害防止条例

公害防止に関する県条例で、昭和47年に施行された。大気、水質、悪臭、騒音などのそれぞれの公害分野について、規制対象施設や規制基準などを定めている。例えば、国の法律では規制されていない、深夜騒音や拡声器騒音についても、音量規制や使用制限を設けている。

### 光化学オキシダント(75ページ参照)

### 降下ばいじん(81ページ参照)

### 公共用水域

公共目的で利用される水域のことであり、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、これらに接続する公共溝渠、

かんがい用水路などをいう。水質汚濁防止法においては、公共用水域が汚濁防止の対象とされている。

### コーチェネレーション

ガスタービンやガスエンジンなどにより発電を行うとともにその廃熱を利用するシステムで、熱電併給とも呼ばれる。通常の発電では熱効率が40%以下であるのに対して、コーチェネレーションでは70~80%という高い熱効率を得ることも可能。最近では、クリーンな燃料電池によるコーチェネレーションも製品化が進められている。

### $^{60}\text{Co}$ (コバルト-60)

原子炉の中で安定元素である $^{59}\text{Co}$ に放射線の一種である中性子が吸収されて生成する半減期約5年、ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

## [さ]

### サーベイポイント

モニタリングカーや、可搬型放射線測定装置で空間放射線量を測定する地点。

### 最終処分場

廃棄物を埋め立てにより最終処分する施設のこと。最終処分場は、廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に区分される。産業廃棄物最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。これらの最終処分場については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」により、設置や運営に関する構造基準と維持管理基準が定められている。

### 再生資源

廃棄物が加工され、利用可能となった有用物又は製品。

廃棄物を資源と考えて天然資源と区別し、「再生資源」としたものである。一般廃棄物に限定して考える場合には「資源ごみ」ということもある。

### 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴い生じた廃棄物で、廃棄物処理法では、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、全部で20種類が定められている。

産業廃棄物の処理については、原則として排出事業者が自らの責任において適正に処理することが義務づけられている。

<一般廃棄物>を参照。

## 産業廃棄物税

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てるために課する法定外目的税で、平成14年度に三重県が全国で最初に導入して以降、全国の自治体で導入の動きが広まった。鹿児島県では、九州各県と共同で検討を重ね、各県とほぼ共通の制度内容で平成17年度から導入している。

**酸性雨** (81ページ参照)

## 残留性有機汚染物質（P O P s）

化学物質の中には、環境中で分解されにくく、生物体内に蓄積しやすく、地球上で長距離を移動して遠い国の環境にも影響を及ぼすおそれがあり、一旦環境中に排出されると私達の体に有害な影響を及ぼすおそれがあるものがある。このような性質を持つ化学物質は通称POPs（ポップス：Persistent Organic Pollutants）と呼ばれ、ダイオキシン類やPCB（ポリ塩化ビフェニル）等がある。

## [し]

### COD

「Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）」の略語で、湖沼や海域における有機性汚濁の代表的な指標である。その値は、水中の有機物が酸化剤により化学的に分解されるときに消費される酸素の量で表され、値が大きいほど水が汚れていることになる。

## 自然環境保全地域

自然的・社会的条件から自然環境を保全することが特に必要な重要地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づいて指定されている地域。具体的には、すぐれた天然林、特異な地形、すぐれた野生生物の生息地などを有する地域がこれに当たる。指定区域内では、木材の伐採などが制限されている。県内では、国の自然環境保全地域として「屋久島原生自然環境保全地域」及び「稲尾岳自然環境保全地域」が、県の自然環境保全地域として「木場岳」及び「万九郎」が指定されている。→原生自然環境保全地域

## 自然環境保全法

自然環境の適正な保全を目的に、昭和48年に施行された法律。

この法律は、國の方針の策定や保全が必要な地域の指定などとともに、地方公共団体が都道府県自

然環境保全地域を条例で定められること等を定めている。

→自然環境保全地域

## 自然公園

自然公園には、自然公園法に基づき国が指定する国立公園及び国定公園と県立自然公園条例に基づき、県が指定する県立自然公園の3種類がある。自然公園は優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図り、国民の休養及び教化に資するとともに生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。

## 持続的発展

将来の世代の欲求を損なうことなく、現在の世代の欲求も満足させるような開発（発展）のことをいい、昭和62年に国連環境特別委員会において提唱された概念。従来の資源・エネルギーの大量消費による環境破壊を反省し、環境・資源基盤の保全を図りながら経済発展を遂げることを目指す考え方である。現在の地球環境保全の基本的な理念となっている。

## 指定希少野生動植物

県内に生息・生育する希少野生動植物のうち特に保護を図る必要があるものとして、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、知事が指定した動植物。これらの動植物の個体を許可無く捕獲、採取することなどは条例で禁止されている。

## 自動車リサイクル法

使用されなくなった自動車のリサイクル及び適正処理を推進するために制定された法律。正式名称「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。

自動車所有者には、新車購入時等にシュレッダーダスト、エアバッグのリサイクル等とフロン類の破壊に必要な料金の支払い、自動車製造業者等には、シュレッダーダスト、エアバッグのリサイクルとフロン類の破壊処理が義務づけられており、さらに解体業者や破碎業者などの関連事業者には、都道府県等への登録・許可と使用済自動車の適正な引取り・引渡しなどの義務が課せられている。

## 循環型社会形成推進基本法

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」